

## 第 1 4 号議案

### 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例 の制定について

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

### 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

#### 別表第 1 中

「

1,330円	1,330円	2,460円	
720円	720円	1,230円	
1,020円	1,020円	1,850円	
610円	610円	1,020円	
		4,000円	8,000円
		1,620円	3,240円

」を

「

1,350円	1,350円	2,500円	
730円	730円	1,250円	
1,030円	1,030円	1,880円	
620円	620円	1,030円	
		4,070円	8,140円
		1,650円	3,300円

」に改める。

別表第3中「100分の108」を「100分の110」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市交流会館条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

## 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市交流会館の使用料及び目的外使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。